

サイバー安全保障基本法案 骨子案

令和5年6月20日
国民民主党安全保障調査会

第一 目的

この法律は、サイバー安全保障の態勢の整備について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにサイバー安全保障の態勢の整備の基本となる事項を定めることにより、サイバー安全保障の態勢の整備に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とすること。

第二 定義

- 一 「サイバー安全保障」とは、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃に的確かつ迅速に対処することをいうこと。
- 二 「能動的サイバー防御」とは、サイバー攻撃の兆候について情報を収集し、サイバー攻撃の主体を探知し、及びサイバー攻撃を排除するための措置（以下「能動的サイバー攻撃対応措置」という。）を講ずることにより、サイバー攻撃の発生を回避し、又は発生した場合にはこれを排除しつつその速やかな終結を図ることをいうこと。

第三 基本理念

サイバー安全保障の態勢の整備に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこと。

- 1 能動的サイバー防御によりサイバー攻撃を未然に防止することを含む、機動的かつ有効な対応が図られること。
- 2 サイバー攻撃を排除するに当たって実施する措置は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと。
- 3 サイバー攻撃に対する監視及び対処については、関係機関、関係事業者が国民の協力を得つつ、相互に連携協力すること。
- 4 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないが、これに制限が加えられる場合にあっても必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないこと。
- 5 我が国の能力を生かして国際協力を推進するよう努めるとともに、サイバー攻撃に対する監視及び対処において関係する外国との協力を緊密にしつつ国際社会の理解が得られるようにすること。

第四 責務

一 国の責務

国は、基本理念にのっとり、サイバー安全保障の態勢の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

二 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバー安全保障の態勢の整備に関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

三 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施するサイバー安全保障の態勢の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第五 基本的施策

一 能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障の実施のための法制の整備等

- 1 国は、能動的サイバー攻撃対応措置その他のサイバー安全保障のための措置を講ずることを可能とするため、その具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 2 国は、1の法制上の措置その他の措置を講ずるに当たっては、サイバー安全保障のための措置の実施に際して国民の自由と権利が不当に制限されることのないように十分留意するものとする。

二 能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障の実施のための体制の整備等

- 1 国は、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃に対処することができるよう、能動的サイバー防御の実施のための体制の整備、自衛隊その他の関係行政機関の連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、サイバー安全保障に係る専門的な知識又は技能を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

三 被害に係る相談体制の整備等

国は、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃の被害の防止及び救済を図るため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

四 研究体制の整備等

国は、我が国においてサイバー安全保障に関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバー安全保障に関し、研究体制の整備、研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

五 普及啓発

国は、サイバー安全保障に関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

六 国際協力の推進等

国は、サイバー安全保障に関し、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバー安全保障に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

- * セキュリティ・クリアランスについては、本法案の上記二二で、「人材の確保、養成及び資質の向上」としたほか、国民民主党は、既に「総合的経済安全保障施策推進法案」を提出し、その制度の導入を打ち出している。サイバー安全保障に必要な情報保全のため、本法案の条文化の際には、これを反映した条文としていく。

第六 施策の推進体制（サイバー安全保障政策推進本部（仮称））

一 設置

内閣に、サイバー安全保障政策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

- 1 サイバー安全保障の態勢の整備に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 2 関係行政機関が講ずるサイバー安全保障の態勢の整備に関する施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務
- 3 1・2のほか、法令の規定により本部に属させられた事務

三 本部の組織及び運営

本部の長に内閣総理大臣を充てるほか、本部の組織及び運営について定めること。

第七 検討

政府は、この法律の施行後速やかに、情報通信技術を用いた虚偽の情報の拡散が我が国の安全保障に及ぼす影響について調査研究を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。